

議案第7号

(仮称)ミニポートピア富士おやま(勝舟投票券場外販売場・公営ギャンブル場)建設計画に関する小山町住民投票条例について

平成22年1月15日、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による(仮称)ミニポートピア富士おやま(勝舟投票券場外販売場・公営ギャンブル場)建設計画に関する小山町住民投票条例の制定の請求を受理したので、同条第3項の規定により意見を付けて付議する。

平成22年2月2日

小山町長 高橋 宏

(仮称)ミニポートピア富士おやま(勝舟投票券場外販売場・公営ギャンブル場)建設計画に関する小山町住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、(仮称)ミニポートピア富士おやま(勝舟投票券場外販売場・公営ギャンブル場)建設計画について、地方自治の本旨を実現するため、町民の意思を明らかにし、町政の民主的な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するために、(仮称)ミニポートピア富士おやま(勝舟投票券場外販売場・公営ギャンブル場)建設計画に際し、その是非を問うための住民投票(以下「住民投票」という)を行う。

2 住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

(住民投票の執行及び期日)

第3条 住民投票は町長が執行するものとする。

2 町長は、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

3 住民投票は、本条例の施行の日から2カ月以内に実施するものとする。

4 住民投票の期日(以下「投票日」という)は、町長が定める日曜日とし、町長は投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第4条 住民投票における投票の資格を有する者は、投票日において小山町に住所を有する者であって、前条に規定する告示の日において、小山町の選挙人名簿に登録されている者、及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第5条 町長は、投票資格者について、「(仮称)ミニポートピア富士おやま(勝舟投票券場外販売場・公営ギャンブル場)建設計画に関する住民投票資格者名簿」を作成するものとする。

(町民への周知と情報の公開)

第6条 選挙管理委員会は、住民投票の告示があった日から3日以内に全投票資格者に対し、(仮称)ミニポートピア富士おやま(勝舟投票券場外販売場・公営ギャンブル場)建設計画の概要、投票日、投票方法などを通知しなければならない。

2 町長は告示期間中、(仮称)ミニポートピア富士おやま(勝舟投票券場外販売場・公営ギャンブル場)建設計画に係る、規則で定める行政資料を縦覧に供さなければならない。

(投票の方式)

第7条 住民投票は秘密投票とする。

2 投票は1人1票とする。

3 投票資格者は、(仮称)ミニポートピア富士おやま(勝舟投票券場外販売場・公営ギャンブル場)の建設について、賛成、反対のいずれかの欄に「」(以下「丸印」という)の記号を記載し、投票箱に入れなければならない。

(投票所における投票)

第8条 投票資格者は、投票日に住民投票を行う場所に行き、名簿またはその抄本の照合を経て、投票をしなければならない。

(投票の効力の決定)

第9条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票した者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第10条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの。

(2) 丸印の記号以外の事項を記載したもの。

(3) 丸印の記号のほか、他事を記載したもの。

(4) 丸印の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄の2カ所に記載したもの。

( 5 ) 丸印の記号を投票用紙の賛成欄、反対欄のいずれに記載したか確認しがたいもの。

( 投票運動 )

第 1 1 条 住民投票に関する運動は自由とする。ただし、買収や脅迫など市民の自由な意思が拘束され、不当に干渉されるものであってはならない。

( 投票及び開票 )

第 1 2 条 投票管理者、投票時間、投票所、投票立会人、開票場所、開票立会人、点字投票、代理投票、不在者投票、期日前投票その他住民投票の投票及び開票に関しては、公職選挙法、同法施行令及び同法施行規則の規定を準用する。

( 結果の告示など )

第 1 3 条 町長は、住民投票の結果が判明した時には、速やかにこれを告示するとともに町会議長に通知しなければならない。

( 住民投票に関する町長の義務 )

第 1 4 条 町長は、本条例施行の日から住民投票の結果が確定するまで、( 仮称 ) ミニポートピア富士おやま ( 勝舟投票券場外販売場・公営ギャンブル場 ) 建設計画のためのすべての行政事務等を停止するものとする。

2 町長は、地方自治の本旨に基づき、住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数を得た結果を尊重しなければならない。

( 委任 )

第 1 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

( 施行期日 )

本条例は成立の日から施行する。

## 意 見

本条例は、「ミニポートピア富士おやま(仮称)」の建設計画(以下「本件計画」という。)について町民の意思を明らかにしようとするものです。本件計画については、モーターボート競走法第5条に基づき国土交通大臣の許可が必要ですが、その前提としての国土交通省通達等に基づく地元調整については、平成19年3月13日に小山町長、浜名湖競艇企業団企業長及び湖西市長との間で行政間協定を締結し地元調整が整いました。その後、「小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく幾つかの事務手続が行われ、現段階では小山町が行うべき事務処理は実質的に全て完了している状況にあります。

しかしながら、本件計画に対する小山町民各層各位からの疑念は、近時ますますその深まりを見せ、当該行政間協定締結見直しの意見さえ出て来ている状況にあります。一方、小山町議会の対応は、平成20年12月議会で本件計画反対の請願を否決、平成21年3月議会では本件計画賛成の請願の可決及び本件計画反対決議の可決、同年6月議会では本件計画賛成決議の可決と議員の賛否意見も拮抗している状況下にあるものと考えられます。

本来町政は住民の代表である議員により構成された議会と町長による間接民主主義により進められるべきものでありますが、上記の状況から、本件計画については、町民一人ひとりに主体的な意思を表明してもらうことが適切であると考え、住民投票条例の制定について賛成の意を表するものであります。

なお、本条例につきましては、次のような課題があるものと考えており、併せてそれらについて意見を述べます。

- 1 「ミニポートピア富士おやま」の名称は、町民が客観的に見て、特定できる名称とすることが適当である。
- 2 住民投票は町長が執行するが、その管理及び執行については選挙管理委員会に委任することになっているため、両執行機関の権限に関して整理が必要である。
- 3 住民投票は本条例施行の日から2か月以内に実施するものとしているが、住民投票実施のためには、条例施行規則の制定等の準備に要する作業を勘案すると2か月を超える相当な期間が必要である。また、選挙期日等は、町の議会議員及び長の選挙の例によることが適当である。

- 4 投票資格者の要件が明確になっていないため、本条例の目的から、投票資格者は、町の議会議員及び長の選挙権を有する者が適当である。
- 5 本件計画の概要、投票日、投票方法などを投票資格者に通知することについては、投票日の40日前から選挙管理委員会が職務として行う広報で可能である。
- 6 本条例の目的から、広く町民の意見を聞くという観点において、「代理投票」及び「期日前投票」について規定する必要がある。
- 7 住民投票の公平及び公正性を確保するため、投票運動における禁止行為を規定する必要がある。
- 8 本条例は、町民の意思を問うことを目的としているため、住民投票の結果が判明し、所定の事務が完了した時をもって条例を廃止することが適当である。
- 9 本条例制定請求の目的を逸脱しない範囲で、規定の不備及び文言の整理が必要である。
- 10 上記1から9までを整理し、次のとおり修正されることが必要と考える。

ミニポートピア富士おやま（仮称）場外舟券発売場建設計画に関する小山町  
住民投票条例

（目的）

第1条 この条例は、須走地内に建設計画されているミニポートピア富士おやま（仮称）（以下「ミニポートピア富士おやま」という。）について、地方自治の本旨に基づき、町民の意思を明らかにし、町政の民主的な運営を図ることを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、ミニポートピア富士おやま建設計画の是非を問うための住民投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、町民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の執行及び期日）

第3条 住民投票は、町長が執行するものとする。

- 2 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する、住民投票の管理及び執行に関する事務を小山町選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。
- 3 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、本条例の施行の日から90日以内の日曜日とし、町長が定める。
- 4 町長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に当該投票日の40日前までに通知しなければならない。
- 5 選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票日の前5日までにこれを告示しなければならない。

（投票資格者）

第4条 住民投票における投票の資格を有する者（以下「投票資格者」という。）は、投票日において、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）に規定する小山町の議会の議員及び長の選挙権を有する者であって、前条第5項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）において、本町の選挙人名簿（法第19条に規定する名簿をいう。以下同じ。）に登録されている者及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

（投票資格者名簿）

第5条 選挙管理委員会は、投票資格者について、「ミニポートピア富士おやまに関する住民投票資格者名簿」（以下「投票資格者名簿」という。）を作成するものとする。

（投票の方法及び代理投票）

第6条 住民投票は、秘密投票とし、投票は1人1票とする。

- 2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、ミニポートピア富士おやまの建設計画に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に自ら「」（以下「丸印」という。）の記号を記載し、投票箱に入れなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の事由により自ら投票用紙に丸印の記号を記載することができない投票人は、法第48条の規定により代理投票を行うことができるものとする。

（投票所における投票及び期日前投票）

第7条 投票人は、投票日の当日、自ら住民投票を行う場所（以下「投票所」という。）に行き、投票をしなければならない。

2 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、投票日の当日に職務従事その他の事由により、投票人自らが投票所へ行くことができないときは、法第48条の2の規定により、期日前投票を行うことができるものとする。

(投票の効力の決定)

第8条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票を行った者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第9条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は無効とする。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

(2) 丸印の記号以外の事項を記載したもの

(3) 丸印の記号のほか、他事を記載したもの

(4) 丸印の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの

(5) 丸印の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したか確認しがたいもの  
(情報の公開)

第10条 町長は、公正な住民投票を執行するため告示期間中、ミニポートピア富士おやまに係る規則で定める行政資料を縦覧に供さなければならない。

(投票運動)

第11条 住民投票に関する運動は、買収、脅迫その他不正の手段により町民の自由な意思を拘束し、又は干渉するものでない限り、自由とする。ただし、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 町民の平穏な生活環境を侵害する行為

(2) 法その他選挙関連法令の規制に反する行為

(投票及び開票)

第12条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、法、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに小山町選挙管理委員会規程(昭和56年選管規程第1号)の規定の例による。

(結果の告示等)

第13条 選挙管理委員会は、住民投票の結果を直ちにこれを告示するとともに、町長に

通知しなければならない。

2 町長は、前項の通知を受けたときは、速やかに町議会議長に報告しなければならない。

(住民投票に関する町長の義務)

第14条 町長は、法令に違反しない限り、本条例施行の日から住民投票の結果の通知を受けるまで、ミニポートピア富士おやまの建設計画に関し、町長の権限が及ぶ事務を行わないものとする。

2 町長は、地方自治の本旨に基づき、住民投票における有効投票の賛否いずれか過半数を得た結果を尊重しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、第13条第2項の報告をもって、その効力を失う。